

議案第66号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障がい児入所施設等に安全計画を策定するよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の2 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障がい児入所施設の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障がい児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障がい児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障がい児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障がい児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第38条の3 指定福祉型障がい児入所施設は、障がい児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第38条の2（改正後の条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。